

(議案第2号)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、五所川原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大競技会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 五所川原市を代表する者
- (2) 五所川原市の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、五所川原市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に議案を送付し、書面をもって表決を求めた結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

（3）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

（経費）

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

2 実行委員会の令和 6 年度における会計年度は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。